

随意契約理由書

- 1 案件名称
市有地売却等に係る測量登記業務委託（概算契約）
- 2 契約の相手方
公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 3 随意契約理由

本業務は、阿倍野区桃ヶ池町1丁目にある桃ヶ池公園の都市計画公園区域見直しに伴い廃止される予定の道路区域及び公園開設区域の存する土地（以下「当該土地」という。）について、公物管理法に基づき占用許可を受けている方（以下「占用者」という。）への売払い及び貸付けを実施するため、土地の調査・測量・登記嘱託書作成・登記嘱託手続き・法務局備付け地図の訂正等を行うものである。

当該土地に係る用地処理事業（以下「当該用地処理事業」という。）においては、道路区域及び公園開設区域の廃止後、占用者に対し一定期間、当該土地の明渡しを猶予し、その猶予期間に売却等に必要となる面積確定等の作業から売買契約等までを完了させなければならない。当該用地処理事業では、明渡猶予期間は2年間と定められており、期間内に50件程度の売払い等の発生を予定しているが、占用者からの申請に応じて測量作業を順次実施する中、測量作業の実施の遅れや作業期間の長期化が生じると事業の進捗に大きな影響を与えること、また当該土地の明渡しを猶予する期間については占用者から損害金を徴収する方針としているため、測量作業の遅れ等が占用者の負担の増大に直結することから、速やかに対応する必要がある。また占用者からの申請を随時受け付けるため、一時期に大量の測量事件が集中的に発生することも想定される。そのため、本業務は個人の調査士での対応は困難であり、複数名の調査士を常時確保し、大量・集中的に発生する案件を組織的に処理することができる事業者でないと対応できない業務である。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請は、一般の登記申請とは区別して「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件はその性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を集結・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設置された。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同法人」）は、大阪府内にある大阪府内唯一の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、土地家屋調査士160名、土地家屋調査士法人9法人（令和7年9月現在）が入会している。

同法人は、本業務のような発生時期や件数が不明確な作業にも常時対応できる体制が整っており、なおかつ作業依頼が輻輳する場合にも迅速かつ正確に履行することができる唯一の法人

1

である。

なお、当該土地を管轄する法務局天王寺出張所管内を拠点とする調査士 18 名と 1 法人が在籍し、管内の状況にも精通していることから、より適正かつ迅速な対応が期待できる。

以上の理由から、上記契約相手方と随意契約を締結するものである。

(参考)

【土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抜粋）】

第 63 条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第 34 条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

第 64 条 協会は、前条第 1 項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第 3 条第 1 号並びに同条第 2 号及び第 3 号（同条第 1 号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抜粋）】

公益認定

第 4 条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

公益認定の基準

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

(中略)

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話番号 06-6615-6488）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ受変電設備であるが、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社明電舎が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検保守はできない。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）